〇掛川市地下水の採取に関する条例
平成17年４月１日掛川市条例第92号
掛川市地下水の採取に関する条例

（目的）
第１条　この条例は、特定の区域内において、地下水の採取の適正化を図ることにより、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源の保全を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　適正化地域　地下水を採取したことにより、地下水の水位が異常に低下し、塩水若しくは汚水が地下水の水源に混入し、地盤が沈下し、又は地下水の相互干渉が著しく生じている地域及びこれらの現象が生ずるおそれのある地域並びにこれらの地域に隣接し、それらの地域の水源の保全に密接な関連のある地域として市長が指定する地域をいう。
（２）　揚水設備　動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が２以上あるときは、その断面積の合計とする。以下同じ。）が19平方センチメートルを超えるものをいう。

（適正化地域の指定）
第３条　市長は、区域を定めて、適正化地域を指定する。
２　市長は、前項の規定により適正化地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示するものとする。
３　前項の規定は、適正化地域の変更及び廃止について準用する。

（取水基準の設定）
第４条　市長は、適正化地域ごとに地下水の採取の基準（以下「取水基準」という。）を定めるものとする。
２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による取水基準の設定並びに変更及び廃止について準用する。

（地下水採取者の責務）
第５条　適正化地域内において揚水設備により地下水を採取する者（以下「地下水採取者」という。）は、当該揚水設備に係る取水基準を遵守するとともに、当該地域における地下水の水源の保全に努めなければならない。

（揚水設備の設置の届出）
第６条　適正化地域内において揚水設備を設置しようとする者は、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

（経過措置）
第７条　一の区域が適正化地域となった際現に当該地域内に揚水設備を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該区域が適正化地域となった日から60日以内に、前条に規定する事項を市長に届け出なければならない。

（工事完了の届出）
第８条　第６条の規定による届出をした者は、当該届出に係る揚水設備の工事が完了したときは、完了の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（変更等の届出）
第９条　第６条又は第７条の規定による届出をした者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
（１）　氏名又は名称及び住所に変更があったとき。
（２）　揚水設備を動力を用いないものとし、又はその揚水機の吐出口の断面積を19平方センチメートル以下としたとき。
（３）　揚水設備を廃止したとき。

（資料の提出及び立入調査）
第10条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、地下水採取者から揚水設備に関する資料を提出させ、又は当該職員を地下採取者の土地に立ち入らせて、揚水設備に関する調査を行わせることができる。
２　市長は、前項の規定により当該職員に立入調査をさせようとするときは、立入調査の日前３日までに、その旨を当該地下水採取者に通知しなければならない。
３　第１項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（指導又は勧告）
第11条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、地下水採取者に対し、地下水の採取に関し指導又は勧告を行うことができる。

（適用除外）
第12条　この条例は、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内の揚水設備及び工業用水法（昭和31年法律第146号）又は建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）が適用される揚水設備については、適用しない。

（委任）
第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）
第14条　次の各号のいずれかに該当する者は、３万円以下の罰金に処する。
（１）　第６条から第８条までに規定する届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（２）　第10条第１項の規定による資料の提出を拒み、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第15条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則
１　この条例は、平成17年４月１日から施行する。
２　この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の地下水の採取の適正化に関する条例（昭和50年大須賀町条例第19号。次項において「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
３　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。